

おもに
財産管理と
身上監護と
ですね*

成年後見人は
どんなことを
するんですか？

財産管理 (本人の資産や負債、収入、支出を把握し、本人のために必要な支出を計画的に行いながら資産を維持・管理する)

- ① 権利証や通帳などの保管
- ② 遺産相続などの手続き
- ③ 収入 (年金、給与、預貯金、生命保険など) の管理
- ④ 支出 (生活費、公共料金、税金、保険料など) の管理
- ⑤ 銀行や郵便局などの金融機関との取引
- ⑥ 不動産など重要な財産の管理、保存、処分など

身上監護 (介護契約や施設入所契約など、本人の生活や療養看護に關すること)

- ① 住居に關すること………借家の契約や家賃の支払いなど
- ② 医療に關すること………医療機関の受診、治療、入院などの契約、その費用の支払いなど
- ③ 施設の入退所に………老人ホームなどの施設の入居契約、關すること………入退所の手続きや費用の支払いなど
- ④ 介護、生活に………介護保険の利用や介護サービスの契約、費用の支払い、生活の見守りなど

ただし左の
ようなものは
含まれません

- 毎日の買い物や身体介護
- 借契約の保証や入院、施設入所の際の身元保証、身元引き受けなど
- 治療や手術、臓器提供などについての同意
- 遺言や養子縁組、認知、結婚、離婚などの意思表示

*成年後見人等は、財産管理や身上監護に關する法律行為や各種手続きを本人に代わって行うことができます。これを「代理権」といいます。

成年後見制度

任意は将来認知症などの備えるためです

法定は認知症などで不十分な方の

任意後見制度

判断能力あり

任意後見契約

判断能力の低下
後見監督人選任の申し立て

後見監督人の選任
後見開始

法定後見制度

判断能力不十分

後見の申し立て

成年後見人等の選任
後見開始

成年後見人

任意後見人

また本人の判断能力に応じて3つの区分があります

おば様のケースは法定後見制度を使うことになると思います

判断能力が不十分で重要な財産管理などが不安

判断能力が著しく不十分で日常の買い物などが重要な財産の管理・処分は難しい

判断能力をつねに欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい

軽い 判断能力低下 重い

補助

保佐
要鑑定

後見
要鑑定*

*鑑定は省略されることもある。